

「第9次鳥取県職業能力開発計画」の策定について

平成23年11月29日
雇用人材総室労働政策室

今年度、職業能力開発促進法第7条の規定により、第9次鳥取県職業能力開発計画を策定することとしています。これまで、第9次鳥取県職業能力開発計画策定委員会を2回開催して、各委員の御意見をもとに第9次鳥取県職業能力開発計画（案）を策定し、さらに10月～11月にかけてパブリックコメントを実施し、計画（案）に対する意見を募集しました。

この結果を基に、このたび第9次鳥取県職業能力開発計画を策定しました。

1 第9次鳥取県職業能力開発計画の概要

- (1) 目的 職業能力開発促進法第7条の規定により、本県において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を定める。
- (2) 計画期間 平成23年度から27年度まで
- (3) 計画内容 別紙のとおり

<特徴>

- ・雇用確実に結びつく職業訓練の推進
- ・若年者の県内就職の促進や早期離職の防止のための職業能力開発の推進
- ・企業の底力アップのための職業能力開発・技能継承の推進

<今後の職業能力開発施策の方向性>

- ・地域ニーズを踏まえた職業訓練の推進
- ・若年者を就職に結びつけるための支援
- ・特別な支援を必要とする者に対する支援
- ・個人・事業主が行う職業能力開発の推進
- ・熟練技能の継承、技能尊重機運の醸成

2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 平成23年10月11日（火）から11月4日（金）まで
- (2) 意見件数 3件（2人）
- (3) 主な意見と対応

主な意見	対応状況	対応方針
・県の考える産業振興の方向性とそれに必要な能力開発を明示してほしい。 ・計画策定の経緯がわからない。	既に計画に盛り込み済み	・産業振興の方向性は、鳥取県経済成長戦略として記載済み。能力開発については、計画では具体的なニーズに応じた職業能力開発を示すものであり、修正しない。 ・策定経緯は記載済み。策定委員会のメンバー等は資料として追加する。
・慢性的に求人のある職種（薬剤師、管理栄養士、看護師など）のスキルが取得できる体制を整えればマッチングは図れる。	その他	・ご意見として伺う。